

名寄市売上減少事業者支援給付金

名寄市経営維持支援給付金を受け取っていない事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者に対し、次のとおり給付金を支給します。

対象者

市内に事務所、事業所または店舗を有する中小企業や個人事業主
※ただし、2月26日(金)まで申請を受け付けた『名寄市経営維持支援給付金』を受け取った事業者は対象外

対象要件

次の①、②の両方を満たしていること

①

令和2年11月から令和3年3月までのいずれかの月の事務所などの売上げが、比較対象月(※)と比べて30%以上減少していること

または

令和2年11月から令和3年3月までの任意の連続する2か月の事務所などの売上げが、比較対象月(※)と比べて20%以上減少していること

※比較対象月：令和2年11月から令和3年1月までは前年の同月、令和3年2月令和3年3月までは前々年の同月、開業後1年未満である場合は、開業後の任意の月

②

新北海道スタイルを実践するとともに、業種別ガイドラインに準じて感染予防対策に取り組むこと

給付金額

比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に3を乗じて得た額
※任意の連続する2か月の場合は、いずれかの月
※千円未満切り捨て、上限20万円

申込締切

4月30日(金)

申し込み・問い合わせ

経済部産業振興室産業振興課(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3341)

※名寄商工会議所会員、名寄料飲店連合会会員、風連商工会会員の方は所属される会に問い合わせください。

COLUMN*

VOL.46

なよろっぽい家づくりの会



住まいのリフォーム②

前回に引き続き、今回は特に高齢者の住まいのリフォームについてをお話します。

高齢者(親)が子どもに迷惑をかけないためには、介護が必要になるタイミングを遅らせることです。自分たちだけで暮らしていけないとなれば、場合によっては、子どもは親の介護のために仕事を辞めたり、あるいは離職・転職などしたりと、子どもの生活や人生に大きな影響を与えてしまいます。つまり、『健康寿命』を長く維持すること自体が、そのほか以上に「子どもに迷惑をかけない」方法であるのです。

「夫婦ともにまだ元気だから、どちらかの体が不自由になっても子どもには迷惑をかけず、二人で助け合う」と考えていても、例えば、階段の上り下りや狭いトイレなどで、体が不自由になった方を、同じく高齢の夫か妻が介護するのはとても負担が大きいものです。不便な住まいで老老介護を続けていると、今度は介護者側が腰を痛めたり、持病が悪化したりということが起こります。そもそもよく言われるように「老老介護」は想像をはるかに超える大変さです。

「夫婦どちらかの体が不自由になったら、『高齢者施設』に

入る」と考えていても、近くに理想的な施設がなければ、あっても空きがなければまた違う施設を探すなどしなくてはなりません。何より、高齢になってからの夫婦離ればなれの生活は、とても寂しく味気ないものです。

高齢になると、「寝たきり」にも注意が必要です。そのため、転倒して骨折しないこと、脳疾患や心疾患を発症させないことが大切です。「寝たきり」になると認知症に進む場合も多く、「子どもに迷惑を〜」なんて夢物語になってしまいます。

「老後に備えて〜」とお金を残しておきたいと考えるのは、当然の心理だと思いますが、お住まいの場所で、今まで以上に安心して安全に暮らしながら健康寿命を長く保つ、そして万が一、介護が必要になっても、配偶者や子どもなど介護者にとって負担の少ない家にするために「住まいの改善」に投資するという発想も、あるべき選択の一つかと思います。

■問い合わせ なよろっぽい家づくりの会事務局
(NPO法人なよろ観光まちづくり協会内)
☎01654⑨6711